

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和8年2月発行

No. **110**
2026 / FEB.

目次

- ② 会長あいさつ
- ③ 木曾税務署長新年のごあいさつ
- ④～⑤ 税についての作文 表彰
- ⑥ 青年部・女性部活動
- ⑦ 会員企業のご紹介・大同生命 広告
- ⑧ A I G・アブラック 広告
- ⑨ 講演会・各支部活動
- ⑩～⑪ 税金Q&A
- ⑫ 税務署からのお知らせ
- ⑬ アメリカン・エキスプレス
- ⑭ 受賞のご報告・税制提言報告・事務局日誌

撮影：坪井 祐さん



— やぶはら高原スキー場 —

木曾郡木祖村にあります『やぶはら高原スキー場』の朝整備されたばかりのゲレンデと、その前に見える山々の景色。大自然の中でスキー、スノーボードで全13コースと色々なコースが楽しめます。

- シーズン真っ只中、3月29日(日)まで営業しています。
- スキー場の営業時間：午前8時30分～16時30分
- 車でお越しの場合：塩尻ICより38km(約45分)、伊那ICより27km(約35分)、中津川ICより約80分
- 詳しくは、【やぶはら高原スキー場】☎ 399-6202 長野県木曾郡木祖村菅 2857-16 TEL 0264-36-1622 / FAX 0264-36-1623 へお問い合わせください。



新春のご挨拶

木曾法人会長 大沢 謙一



「人生は挑戦の場。求めている人は、必要な時に必ず現れます。」

令和8年の新春を迎え、心よりお祝い申し上げます。また、会員の皆様ならびに木曾税務署をはじめとする関係各位の皆様には、日頃、木曾法人会の運営にご尽力賜り心から感謝申し上げます。今年も何卒よろしくお願い申し上げます。昨年を振り返れば、一年があつという間に過ぎた様な気がします。時は無常で非情です。光陰矢の如し、です。その中で、皆さんは目標や課題、旅行や久しぶりの友人との再会など、様々なことに取り組まれることでしょうか。私自身も多くの挑戦に立ち向かっていきたいと考えています。

私は昨年70歳の古希を迎えました。なってみると、急に10歳いっぺんに歳をとったような気持ちになりました。もう60代とは言えない、これからは70代と言わなくてはならないなんて。私の父は齢71歳6ヶ月で亡くなっています。その時私は36歳で神戸製鋼所のサラリーマンでした。仕事は楽しくて、毎日が挑戦の日々でした。企画室員として日本全国とアメリカ合衆国を商品開発やマーケット調査で飛び回っていました。それと所属していた事業部の予算企画管理を担当、予算作成や決算の時期になると関西と広島にある製造工場や関連子会社の営業部門を担当、東京本社をベースにして、忙しい時は各地に週二往復くらい行き来して、生産計画や営業計画などの調整、目標設定根拠となる情報の収集、上司への報告や決裁を取り付ける業務をしていました。そして企画部として議論し組み立てた事業計画、編成された予算書を、本部長裁可を得て、各部門へ予算示達の運びとなるのでした。決算時期になると、決算見込みの策定などを行っていました。スケジュール帳はいつも予定でビッシリ埋まっていて、朝から深夜まで書類作りや部門間の折衝などしていました。管理職手前の我々は、茶坊主1号、2号、あるいは季節労働者などと自称して、皮肉りながらも同僚たちとチームワーク良く丁々発止と働いていました。予算編成のクライマックスを迎える頃は、会社に朝方5時くらい、切りの良いところまで仕事して、それからタクシーで同僚と寮まで帰り、身支度を整え8時に出社なんてこともよくありました。まるで大学の体育会系クラブの合宿のようなノリでした。話は脱線してしまいましたが、充実感があり、仕事が楽しくて仕

方ありませんでした。そんな時に父の死を告げる訃報が届きます。世の中には真逆（まさか）の坂というもの時々現れると言います。まさに、その日を境に人生が一変しました。その後大変な困難が怒涛のようにやってきましたが、そのことは、ここでは省略します。でも振り返ってみれば、それもこれも、起こるべき時に起きたのだと理解できます。色々苦勞もしましたが、お蔭様で家族も持てました、法人会の皆さんのような良き仲間とも出会えました。これ迄、陰となり日向となり、まさに求める時、その時々様々な援助やアドバイスを下さった先輩諸氏や友が大勢いました。こんな幸せなことはありません。心から感謝いたします。よく父に「お前は感謝を知っているか」と、聞かれました。その度に、「知ってるよ」と答えていたのですが、今思うと、その言葉の理解と行動において、それが表す世界の奥深さや意味深さ、その持つ力強さの表面を掠めて知っていた程度であったなあーと、そんなことがわかります。父の亡くなったその年に近づくにつれ、父親の言わんとしていたことの意味が、だんだん明らかになってきているようです。母からも小言をよく言われましたが、それは愛情深く、子を持つ身となった今、真意がわかります。これからは困難はあるでしょうが、そこは笑って受け入れ、ポジティブに前向きに考えるようにしていきます。笑門来福です。人は道を求める時、その時まさに求める人が現れるものです。

だから皆さん、いつも明るく前向きに希望を持って生きていきましょう。

皆さん、どうかご無事で良い一年をお過ごしください。最後に皆様のご健勝とご多幸、企業のご発展を祈念して新春のご挨拶といたします。



新年のごあいさつ



木曽税務署長 佐藤 和子

令和8年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曽法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、広報誌「きそほうじん」の発行、改正税法研修会の開催、租税教室への講師派遣及び「絵はがきコンクール」の開催など、税の啓発活動に取り組み、また、養護施設でのボランティア活動やタオル・布類の寄贈など地域社会貢献活動にも積極的に取り組まれておられます。これらの様々な活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、近年のグローバル化やデジタル化の急速な進展により、経済社会とともに大きく変化しております。

このような環境の変化に柔軟かつ的確に対応するため、国税当局では、「税務行政の将来像2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」を3本の柱として税務行政のDXの推進に取り組んでいるところです。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化はもとより、キャッシュレス納付や納税証明書オンライン請求・受取の利用拡大も、より一層推進してまいります。

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し並びに特定親族特別控除の創設が行われ、昨年の年末調整から適用されたところです。木曽法人会の皆様におかれましては、年末調整説明会の開催をはじめ

め、制度改正への適切な対応をいただき感謝申し上げます。今後も制度の周知・広報に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

間もなく、令和7年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。税務署では、マイナポータル連携を利用したマイナンバーカード方式による自宅からのe-Tax・スマホ申告や、振替納税を中心としたキャッシュレス納付を強く推奨しております。マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、便利で簡単に確定申告書が作成できますので、会員企業の役員・従業員の皆様におかれましては、より利便性が向上したe-Tax・スマホ申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。

結びに、今年の干支は丙午で、勢いとエネルギーに満ちた年とされています。一般社団法人木曽法人会の更なる飛躍の年になりますとともに、会員の皆様方のご健勝並びに会員企業の益々のご繁栄を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



第3回理事会で挨拶する佐藤税務署長

中学生の税についての作文

長野県教育委員会賞

税金の本当の使われ方

大桑村立大桑中学校3年 松谷 駿平

また増えるのか。私はテレビを見ながら、ついそうつぶやいてしまいました。最近、いろいろな税金が増えている気がします。この前、家族と買い物に行ったときも、前は10円だったお菓子が12円になっていて、「また税金、上がりすぎてない?」と思いました。物価は上がるし、そこに税金まで重なってくると、どうしても「なんで政府の人たちは税金を下げようと思わないだろう」と考えてしまいます。そんな私の考えが少し変わったのは、去年の元旦のことです。能登半島沖で大きな地震が起きました。長野に住む私の家もかなり揺れて、驚いていそいでテレビをつけました。テレビに映ったのは、津波に飲み込まれた町や、崩れた建物、雪の中で助けを待つ人たちの姿だった。家も水も食べ物も失って、不安そうに毛布にくるまっている人たち。その光景を見ているだけで、被害の大きさがひしひしと伝わってきて、胸が痛くなりました。でも、そんな中でもいち早く現場に駆けつけていたのが自衛隊でした。1月の冷たい空気の中で、がれきの下から人を救い出したり、壊れた道路を整えて物資を運んだり、入浴や食事の支援をしたりしていました。命の危険があったり、元旦であるのにもかかわらず、そんな状況でも迷わず被災者のために動く姿に、「すごいな…」とただ見入ってしまいました。そしてふと、こんなことを考えた。

「この活動って、誰のお金で支えられているんだろう?」と。自衛隊の装備や車両、運ばれていく支援物資などなど、すべてに税金が使われているのだと気づきました。私たちが買い物

をするときに払っている消費税も、こうやって人の命を守るために役立っているのかと思うと、見方が大きく変わりました。中学生の僕は、税金についてまだよく知りません。もちろん自分で税金を納めているわけではありませんが、日常の中で確かに税金を負担していて、それが社会のどこかで生きている。これまで「税金って高い」としか思っていなかったけれど、実は日本を支える大切な柱なのだと、この地震をきっかけに実感しました。もちろん、税金の使い方には問題もあります。政治資金の不透明な使い道や、効果がよくわからない政策。今の時代、SNSでそうした批判を見かけることも少なくありません。だけど、それは「税金なんていらない」ということではなく、「必要なところに、正しく使ってほしい!!」ということだと思います。今回の自衛隊の活動は、間違いなく「必要な税金の使い方」だと思いました。だからこそ、これから大人になって自分が税金を納める立場になったときも、「自分のお金がどう使われるのか」にしっかり関心を持ちたいです。そして誰かの命や生活を守るために、税金が正しく使われているかを考えながら生きていきたいと思いました。



中学生の税についての作文

木曽税務署長賞

平等と公平

上松町立上松中学校 3 年 阿部 晃里

私たちのクラスでは、この前、租税教室が行われました。そこで特に印象に残ったのは、税の種類によって負担の仕組みが違うということです。それまで私は、税とは全員が平等に払っているものだというイメージが強くありました。しかし、租税教室での話を聞き、それは本当に平等といえるのだろうかという疑問がわき、詳しく調べてみることにしました。

まず知ったのは、私たちがよく知る消費税には「逆進性」と呼ばれる特徴があるということです。逆進性とは、所得が少ない人ほど、所得に占める税負担の割合が大きくなる傾向を指します。例えば、消費税では、所得に関わらず全員に一定の税率が適用されるため、所得の低い人ほど所得全体に対する消費税の負担率が高くなり、逆進性をもつと言われます。私は、全員が同じ税率なら平等なのだと思っていました。しかしこの事実を知り、形式だけ見れば平等でも、実際の負担はそれぞれで異なり、平等でないのだと実感しました。

一方、所得税には「累進課税」という、収入が多い人ほど税率が高くなるという仕組みがあるということが分かりました。支払える力に応じて、負担を分け合うことを目的としていま

す。もし全員が税率で所得税を払うとしたら、低所得の人は生活が苦しくなり、高所得の人は負担が軽すぎると感じるでしょう。

そのためこのような制度は、公平で経済格差をなくすための工夫なのだと思います。

調べて分かったことから、私は、税は全ての人にとって平等とは言えない部分もあるのだということ学びました。

平等と似た言葉で「公平」という言葉があります。平等とは条件を揃えることですが、公平は一人ひとりの状況に応じて負担を調整するという意味があります。私は、今社会に必要なのは平等だけでなく、全ての人への公平さを大切にすることだと思います。

税金は、病院や警察、道路や学校など、私たちが安心して暮らすために欠かせない多くのものに使われています。だからこそ、多くの人が納得できるような負担の仕組みを考え続けていくことが大切だと思います。

将来、私たちが税金を払う立場になったとき、この学びを忘れずに、ただ払わされていると感じるのではなく、自分の負担が社会を支えているのだと誇りに思えるようになりたいです。

税についての作文コンクール入選作品

長野県教育委員会賞	税金の本当の使い方	大桑村立大桑中学校 3 年 松谷 駿平 さん
木 曽 税 務 署 長 賞	平等と公平	上松町立上松中学校 3 年 阿部 晃里 さん
長野県租税教育推進協議会長賞	納税で創る明るい未来	上松町立上松中学校 3 年 徳原 孝紀 さん
木 曽 郡 租 税 教 育 推 進 協 議 会 長 賞	税金でつくるもの	木曽町立日義中学校 2 年 島田 希紗 さん
木 曽 地 区 納 税 貯 蓄 組 合 連 合 会 長 賞	税でツナがる社会	上松町立上松中学校 3 年 藤原功之助 さん

5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷きを寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしています。今年のテーマは『地上最速の格闘球技ラクロスを知ろう！』ラクロスが2028年ロサンゼルスオリンピック追加競技に決定。あまり知られていないラクロスの競技についてのルール説明などが掲載されています。裏面には各種の税金など歳入・歳出の状況や、税金の使われ方な

どを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから6年生になって、「税に関する絵はがきコンクール応募」などで参考になる分かりやすい内容です。



大桑小学校小林校長先生と寺嶋青年部副部長

女性部 税に関する 『絵はがきコンクール表彰』

全法連女性部による全国統一事業として、租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」事業を実施しています。

木曾法人会でも、国税庁の後援もあり、木曾郡小学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、毎年、管内全小学校の6年生児童の皆さんに応募を呼びかけています。今年もたくさんの応募をしていただき、総数は管内8小学校で110点でした。

作品が集まったところで関係者によって選考会を行い、最優秀作品については長野県連を通じて、全法連の審査会の対象作品として出展しました。

税を考える週間の11月12日の納税表彰式の中で、最優秀賞の児童他6名は賞状授与がありました。

佳作で入選された児童の皆さんに、法人会女性部役員が各小学校へ賞状を授与に行っていました。



佳作入選者の木祖小学校児童と小林副部長

女性部ボランティア事業

女性部では、地域社会貢献活動に繋がるボランティア事業として、郡内の介護施設へのタオル・布類の寄贈を行っています。

これは、家庭でお使いにならない新品のタオルや使用済みのタオル等を、介護の現場でご利用頂いているものです。去る12月17日に南木曾町にあります、南木曾町社会福祉協議会へ、大畑部長と松瀬副部長が行ってまいりました。

施設の方からは、「タオルは使いますので、大変助かります」とのお言葉を頂き、利用者の皆さんに少しでもお役に立てて頂けることをうれしく思いました。

今後も引き続き実施してまいりますので、女性部の皆様のご協力をお願いします。

新品タオル・使用済タオル・バスタオルなど、お寄せ頂ける方は、女性部役員または事務局までご連絡をお願いします。（事務局 記）



会員企業のご紹介

大桑村支部 大桑木材生産協同組合

専務理事 横山 藤夫

〒399-5504

長野県木曾郡大桑村野尻 36-3

TEL 0264 - 55 - 2085

FAX 0264 - 55 - 2084

MAIL ookuwa_k@ju.kiso.ne.jp

設立年月日：

昭和28年4月25日



大桑木材生産協同組合は、木曾の豊かな森林資源を活かし、木製品の生産・加工を行う協同組合です。地域の自然と共生しながら、職人技を活かした、暮らしに寄り添う日用品づくりに取り組んでいます。

いつでも工場に遊びにいらしてください。



経営者の安心を より確かなものに 変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、

さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまを

サポートしていきます。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

経営支援

サステナビリティ経営支援

健康経営®支援

人材採用・育成支援

災害時の安否確認

情報セキュリティ対策支援

など

病気・入院等で

働けなくなった場合の保障

お亡くなりになった場合の保障

勇退される場合のそなえ

など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

QR特設サイトはこちら



松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

AIG AIG損保

2026

謹賀新年

複雑化する世界の課題に共に向き合い、
ゆるぎない明日への自信を

AIG損害保険株式会社

長野支店
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10-7F
0263-35-1933
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
保険料が割安な集団扱いへ変更ができます!

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*ご契約の保険種類は、がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GiFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください!

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505

須田 慎一郎氏 講演会

12月11日、木曾町文化交流センターにおいて、須田 慎一郎氏の講演会を開催しました。一般の方、会員の方とたくさんの方々が来場されました。

テレビでお馴染みのちょっと顔は怖いイメージのお方ですが、今の日本経済のお話ということもあり、どんな話をしてくださるのか楽しみにしていました。



冒頭から笑いを交えて、日本経済についての話を1時間半、水分補給もされないで話してくださいました。聴いている方々を飽きさせない口調で、もっと詳しく聴きたいと思えるお話でした。最後に、何年後かに、また講師にお招きいただけたら、と皆さんの笑いを誘っていました。

1時間半というあっという間の時間でしたが、須田様のお話が聴けてよかったです。

後日、聴講された方々から「講演、よかったよ」「話もわかりやすかったね」など、たくさん感想が寄せられました。



木祖村支部活動

木祖村支部女性部デコパージュ講習会が、9月24日に木祖村木工センターで開催されました。

毎年、この講習会で作成した小物が増えていくので、それが楽しみとなっています。

今回の講習会は、白い小物入れや白いお盆などに絵柄の入ったペーパーナプキンを切って

貼っていくというものでした。いろいろな絵柄のペーパーナプキンの中から自分の好みのものを選び、小物入れなどに貼る場所や大きさを考えてペーパーナプキンを切っていき、専用の糊で貼っていく。乾いたらペーパーの上にも糊をつけて、ドライヤーで乾かしたら完成となります。

皆さんの個性溢れる小物入れの完成です。世界に一つしかない素敵な小物入れが出来上がったようです。

今年も、木祖村の文化祭に作品が出展されました。

*今回、事務局として参加できなかったのですが、後日、木祖村商工会さんから材料を購入し、家で作成してみました。(事務局 記)



大桑村支部活動

大桑村支部会員は、ボランティア活動としてアルミ缶・ペットボトルのキャップ回収を実施しています。12月2日にはペットボトルのキャップを集め、JA木曾さんへ寄付をする活動を行いました。

支部会員でのボランティア活動がなかなか出来ない状況ですが、会員の方々の気持ちが、少しでも役にたてていければいいと思います。



JA木曾企画管理部山崎様と田口副会長



税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第49弾は、前回に引き続き令和7年度税制改正における給与の源泉徴収に係る改正について説明します。

Q1 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務について、注意する点を教えてください。

A1 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務において、注意する点は以下のとおりです。

1 扶養控除等申告書等の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等申告書等には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

- (注) 1 この改正により、令和8年分以後の扶養控除等申告書等は、令和7年分以前のものから様式が変更されました。
- 2 年末調整において、特定親族特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告書等の「源泉控除対象親族」欄への記載の有無にかかわらず、特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出する必要があります。
- 3 合計所得金額が100万円超123万円以下の特定親族については、各月(日)の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整において特定親族特別控除申告書を給与の支払者に提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【源泉控除対象親族】

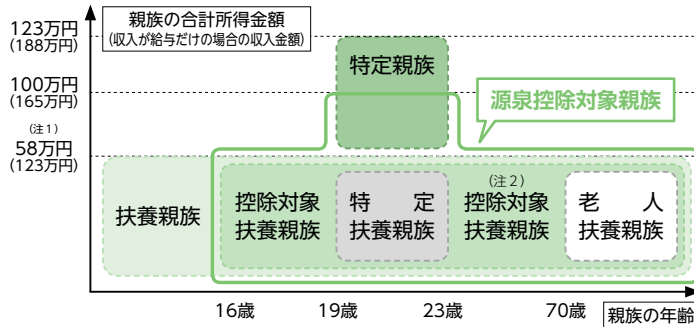
次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

①控除対象扶養親族^(注1)

②居住者と生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

- (注) 1 控除対象扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が58万円以下の人のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。
- (1)居住者のうち、年齢16歳以上の人
- (2)非居住者のうち、①年齢16歳以上30歳未満の人、②年齢70歳以上の人、③年齢30歳以上70歳未満の人のうち「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」のいずれかに該当する人
- 2 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に記載する「源泉控除対象親族」は、公的年金等の受給者が提出する扶養親族等申告書に記載する「源泉控除対象親族」とは、所得要件の上限が異なります。

【参考：親族の範囲】



注1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。
 2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する cases に限ります。

2 扶養親族等の数の算定方法の変更

各月（日）の給与に係る源泉徴収税額は、「源泉徴収税額表」によって求めますが、その税額は、従業員から提出を受けた扶養控除等申告書等に記載された扶養親族等の数によって異なります。

令和7年分までの源泉徴収事務においては、「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数などを基に扶養親族等の数を算定することとされました。

3 源泉徴収税額表の改正

「源泉徴収税額表」が改正されましたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

Q2 令和7年度税制改正により、年末調整において前年に比べ多くの過納額が発生しました。この過納額の精算手続きを教えてください。

A2 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額が年調年税額よりも多い場合には、その差額の税額を役員または使用人の各人ごとに還付しますが、その方法は、次のとおりです。

- 1 年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、その年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職所得及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。
- 2 年末調整を行った月分の徴収税額だけでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職所得及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付しますが、次の場合には、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、必要書類を添付して給与の支払者の所轄税務署長に提出し、税務署から還付を受けます。

- (1)解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、還付することができなくなった場合
- (2)徴収して納付する税額がなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
- (3)納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

税務署からのお知らせ

各種申告書・届出書等の様式をお求めの方へ

- ◆ 手続きに必要な申告書・届出書等は、国税庁ホームページからダウンロードすることができるほか、一部の申告書・届出書はe-Taxでも提出可能です。
- ◆ スマートフォンで、以下の2次元コードを読み取り、各種税務手続きの案内ページの[申請書様式・記載要領]からダウンロードし、ご自宅等で印刷してご利用ください。
- ◆ 国税庁では「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に基づき各種施策を進めており、令和8年分以降の確定申告書は様式を変更いたします。
令和8年分以降の所得税・消費税確定申告では、新しい様式を使用してください。

申告所得税関係

- ◆ 所得税の申告書
- ◆ 収支内訳書・青色申告決算書
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係



- ◆ 個人事業の開業・廃業等届出書



- ◆ 所得税の青色申告承認申請書



- ◆ 青色事業専従者給与に関する届出書



源泉所得税・法定調書関係

- ◆ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



- ◆ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書



- ◆ 年末調整関係(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など)



- ◆ 給与所得の源泉徴収票
- ◆ 各種支払調書



法人税・消費税関係

- ◆ 法人税の申告書
- ◆ 各種届出書・申請書



- ◆ 消費税の申告書
- ◆ 消費税の各種届出書・申請書
- ◆ インボイス登録に係る各種届出書・申請書



猶予制度関係

- ◆ 換価の猶予申請書・添付書類



上記以外の税目

- ◆ 上記以外の税目については、「税務手続きの案内」をご利用ください。



コンビニエンスストアで主な申告書・届出書の印刷ができます

- ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ローソンのマルチコピー機をご利用ください。
※別途印刷費用が必要です(白黒20円/ページ、カラー60円/ページ)



新サービスがスタート！

法人会の 「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)



新サービス「ビジネス・マッチング」の特長



ビジネス・パートナーの発掘や
新規開拓などをサポートする
法人会の新たな会員サービス



法人会会員同士のみならず、
日本全国の様々な業種の
企業とつながる機会を創出



登録料、利用料、対面イベント
参加費など、すべてが無料

新規開拓も人脈づくりもすべて無料！
詳しくはこちら



受賞のご報告

県税功労者表彰

11月13日木曾合同庁舎にて税務行政に協力した功績を称えられ、前理事で前女性部長（大桑村支部）小瀬木 礼子氏が県税功労者知事感謝状表彰を受けられました。

受賞、誠にありがとうございます。



令和8年度 税制改正要望書・法人市町村民税における標準税率採用のお願いを提出

全法連が全国の法人会から上げられた税制要望をとりまとめたものを、毎年12月中旬に管内6ヶ町村の町村長・議会議長へ提言をしております。今年も、担当支部長・税制委員長・税制委員などが要望書を提出しました。

木曾法人会では、【法人市町村民税における標準税率採用のお願い】を重点的にお願いしておりますが、管内6ヶ町村とも採用には未だ至っておりません。今後も要望実現の活動を行っていきます。



12月10日 上松町役場にて
依馬税制副委員長が村田町長へ要望書を提出

11月

- 6日 県連女性部合同例会（長野市）
- 11日 支部事務局担当者連絡会議（辰乃家）
- 12日 納税表彰式（木曾町文化交流センター）
- 13日 県税功労者表彰（木曾合同庁舎）
- 18日 国税局長講演会（長野市）
- 19日 税務研修会 南部会場（大桑商工会館）
- 26日 税務研修会 中北部会場
（木曾町文化交流センター）

12月

- 2日 女連協第5回合同セミナー（高崎市）
- 3日 税制委員会（建設会館）
- 5日 広報委員会（建設会館）
- 8日 県連女性部連絡協議会（小諸市）
- 9日 総務委員会（建設会館）
- 10日 県連事務局長会議（オンライン参加）
- 11日 税務関係団体連絡協議会
（木曾町文化交流センター）
講演会【須田 慎一郎氏】
（木曾町文化交流センター）
- 17日 女性部タオル・古布寄贈
（南木曾町社会福祉協議会）

1月

- 22日 県連青年部連絡協議会（中野市）
- 26日 第41回事務局セミナー（オンライン参加）
総務委員会（肥田亭）

事務局日誌

2月

- 3日 第3回理事会
（上松町ひのきの里総合文化センター）
福利厚生制度推進連絡協議会
（上松町ひのきの里総合文化センター）
役員合同研修会
（上松町ひのきの里総合文化センター）



税務研修会（南部会場）



税務研修会（中北部会場）



福利厚生制度推進連絡協議会
（上松町ひのきの里総合文化センター）